

# 令和5年第2回農業委員会定例総会議事録

<b>開催年月日</b>	令和5年2月2日(木)	
<b>場 所</b>	大潟村役場二階『特別会議室』	
<b>時 間</b>	午後3時00分～3時53分	
<b>出席委員</b>	大 島 和 夫 会 長 渡 邊 琢 磨 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 松 橋 良 子 委 員 土 井 博 文 委 員	小 林 信 之 職務代理者 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 佐 藤 友 能 委 員
<b>欠席委員</b>	北 村 雅 幸 委 員	椎 川 健 一 委 員
<b>出席した事務局職員</b>	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	佐 藤 洋 平 主 任
<b>議事日程</b>	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第6号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第7号】 農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第8号】 農用地利用集積計画案(令和5年第2号)の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第9号】 大潟村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について	

	5. 閉 会
審 議 内 容 局 長	<p>只今から、令和5年第2回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p> <p>本日、1番北村委員・13番椎川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p>
会 長	<p>先ほどまでの研修、長時間ご苦勞様でした。研修資料をあらためて見ることにより、情報の確認ができるかと思えます。年々改正され変わってきておりますので、より新しい情報を得て今後の職務にいかしていただきたいと思えます。</p> <p>業務報告に移りたいと思えます。</p> <p>1月11日役場に於いて、大潟村地域農業再生協議会臨時総会が行われております。私が所用により都合が悪く、小林職務代理に出席の依頼をしております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p><b>【議事録署名委員】</b></p> <p>10番 松 橋 良 子 委員 11番 佐 藤 友 能 委員</p>
会 長	<p>議案第6号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局 長	<p>議案第6号は経営移譲の為の設定です。</p> <p>(議案第6号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
小林職務代理	<p>借人の労働力ですが、両親は労働力に入らないのですか。</p>

局 長	労働力は世帯員の中での状況となっております。こちらは貸人と借人が別世帯となっておりますので入れておりません。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第6号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第7号には関係委員がおりますので、退席願います。
	松橋委員 退席。
会 長	議案第7号「農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	議案第7号は農業廃止の為の設定です。 (議案第7号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
土井委員	申請事由は農業廃止と離農どちらが正しい言い方ですか。
局 長	どちらも同じ意味ではあります。表現の違いで、3条許可申請書の事由は農業廃止となっております、そのまま記載いたしました。

会 長	他にご意見ございませんか。
小林職務代理	当時この土地は育苗と格納庫用地として配分されたのではないかと思います。現況が畑の筆数が4筆と多いのはなぜかわかりますか。
局 長	こちらは県単の方への配分で、皆さんが持っている育苗用地とは当時の配分の仕方や、農地としての扱い方が違っております。また、貸人は離農した方からの購入によって筆数、面積は増えております。
会 長	他にご意見ございませんか。
小林職務代理	借人の労働力ですが、住所地の家族は入らないのですか。
局 長	農地適格法人は、構成員の人数となります。こちらの農地適格法人の構成員は現在1名となっております。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第7号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。退出者の入場を認めます。
	松橋委員 着席。
会 長	議案第8号「農用地利用集積計画案(令和5年第2号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。

局 長	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
会 長	<p>議案第8号には関係委員がおりますので、退席願います。</p>
	<p>松橋委員 退席。</p>
佐藤主任	<p>整理番号5-41離農により、田15筆191,569㎡、対価10a 30,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-42離農により、田2筆47,209㎡、対価10a 28,000円、期間10年間の賃貸借権設定です。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
土井委員	<p>整理番号5-41の耕作面積に畑は入らないのですか。</p>
局 長	<p>登記が宅地となっておりますので耕作面積には入れておりません。ただ、現況を農地として使用するのであれば農地法の許可を受けることができる事となっております。</p>
	<p>休 憩 3:23 再 開 3:25</p>
会 長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
委員各位	<p>なし。</p>
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号の整理番号5-41・42の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	<p>全員・挙手</p>

会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。退出者の入場を認めます。</p>
	<p>松橋委員 着席。</p>
佐藤主任	<p>整理番号5-33耕作不便により、田1筆1,399㎡、対価総額130,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-34耕作不便により、田1筆999㎡、対価総額610,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-35離農により、田3筆11,014㎡、対価総額7,000,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-36耕作不便により、田2筆9,995㎡、対価総額4,900,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-37離農により、田2筆10,031㎡、対価総額5,200,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-38労働力不足により、田4筆11,966㎡、対価10a 13,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-39高齢化による経営縮小により、田2筆10,049㎡、対価10a 20,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-40離農により、田2筆8,775㎡、対価10a 13,000円、田1筆1,851㎡、対価10a 11,000円、期間10年間の賃貸借権再設定。</p> <p>整理番号5-43耕作不便により、田1筆4,963㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-44離農により、田2筆10,073㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-45農地売買支援事業により、田4筆19,651㎡、対価総額12,773,150円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-46農地売買支援事業により、田4筆19,651㎡、対価10a 17,000円、期間4年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-47農地売買支援事業により、田2筆9,574㎡、対価総額5,830,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-48農地売買支援事業により、田2筆9,574㎡、対価10a 17,000円、期間4年間の賃貸借権設定。</p>

	<p>整理番号4-49農地売買支援事業により、田2筆46,851㎡畑1筆1,250㎡、対価総額58,347,160円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-50農地売買支援事業により、田2筆46,851㎡畑1筆1,250㎡、対価田10a 30,000円畑10a 40,000円、期間4年間の賃貸借権設定です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号の整理番号5-41・5-42を除く原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第9号「大湊村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	議案第9号の議案書に基づき説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
土井委員	10年計画とし3年ごとに見直しを行うとありますが、実態に合わないときはその時に随時見直しはできるのか。
局 長	3年ごとに見直しとありますので、その時実態合わせて改訂することとなります。
会 長	他にご意見ございませんか。

委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第9号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。